## 〇紀南地方老人福祉施設組合職員の分限に関する手続き及び効果 に関する条例

(昭和59年2月13日) 条 例 第 1 号)

改正 平成17年4月1日条例第3号 平成18年3月1日条例第3号

- 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第28条第3項の規定に基づき、紀 南地方老人福祉施設組合職員(以下「職員」という。)の分限に関する手続き及び効果に関し 必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 職員の分限に関する手続き及び効果に関しては、白浜町職員の分限に関する手続き及び 効果に関する条例(平成18年条例第27号)の規定を準用する。

附 則(昭和59年2月13日条例第1号)

- この条例は、昭和59年4月1日より施行する。
  - 附 則(平成17年4月1日条例第3号)
- この条例は、平成17年4月1日より施行する。
  - 附 則(平成18年3月1日条例第3号)
- この条例は、平成18年3月1日より施行する。